

シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく非営利の公益法人として地域社会に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに大きく貢献している。

現在、センターでは、請負額にかかる消費税については、センター会員に支払った配分金にかかる消費税額を仕入税額控除して納付している。しかし、令和5年10月から予定される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、会員のほとんど全員が課税売上高1千万円以下の事業者として免税事業者となり適格請求書を発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに消費税分を負担しなければならない事態が生じる。

しかし、センターは非営利の公益法人であることから運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源は無く、その影響が極めて大きく、存続の危機と懸念されている。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、社会参加・健康維持に重点をおいた「生きがい就業」を実践するセンター会員に、形式的に個人事業主であることをもって適格請求書等保存方式（インボイス制度）をそのまま適用することは、地域社会に貢献している高齢者の生きがいを損ない、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

よって、国におかれては、センターと会員間の取引は一般の商取引とは異なることを鑑み、センター会員の配分金における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の適用除外など、シルバー人材センターの安定的事業運営のために下記の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 シルバー人材センター事業の推進のために必要な補助金等を確保すること。
- 2 シルバー人材センターは非営利の公益法人であり「収支相償」を原則としていることから、この消費税を負担することになるとシルバー人材センターの事業運営を維持することができなくなる恐れがあるため、安定的な事業運営が可能となるよう措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月26日

泉大津市議会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官